

第1回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
	情報に関する事項	
論点 I	価格差ではなく、記入ミスや不正請求と推測される外れ値が存在しているのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平均値から著しく高い、あるいは低い外れ値が存在することは不適切ではないか。 ・全く同じ製品でありながらレンタル料が異なるのは適当ではないのではないか。 ・現行制度においても、外れ値について何らかの対応をする必要があるのではないか。 ・国保連の介護給付適正化システムで外れ値の実態と原因について調査すべきではないか。 ・価格の実態をその原因も含めて公表すべきではないか。 ・事業者団体自らが外れ値を調査し、公表してもよいのではないか。 ・保険者は外れ値について適切な意見を述べるなど、指導すべきではないか。 ・利用者にとってのメリットと価格が対応しているかどうかは評価が難しいので、検証する必要があるのではないか。 ・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。 ・適正価格といわれるものを決めるのは難しく、利用者の判断で決められるようにすべきではないか。 ・価格について十分市場原理が働いていないのではないか。

第1回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
情報に関する事項		
論点Ⅱ	<p>利用者は、適切な情報を得た上で選択を行っているのか。 市場原理が働いていないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ケアマネジャー、利用者に情報が少ないことは不適切ではないか。・ケアマネジャーが価格把握に努力していないことは問題ではないか。・ケアマネジャーが貸与価格に認識を持つようガイドライン等の策定が必要ではないか。・情報を提供するだけではなく、ケアマネジャー等が関わり、効果的に活用されるよう、利用者に対する援助の仕組みが必要ではないか。・利用者が自由価格であることを知らないなど、情報の非対称性についての対策が必要ではないか。・利用者やケアマネジャーを含め、誰でもIT技術を活用して情報を得られるシステムづくりが必要ではないか。・利用者には、価格による選択があまり動かず、品質や人的サービスによって選択するのではないか。・利用者の選択のためには、価格・品質・事業者のサービス情報がバランスよく提供されることが必要ではないか。・利用者が情報を生かすためには、ケアマネジャーの役割が重要である。・そもそも、利用者にとっては自己負担が1割のため、価格について関心がないのではないか。

第1回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
給付方法に関する事項		
論点Ⅲ	平均貸与期間が平均回収期間を超えて貸与される種目は、貸与という給付方式になじまないのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・自由価格制なのに、同じ種類のものや同じ品目のものを何ヶ月使ってもレンタル料が変わらないことは課題のひとつではないか。・メンテナンスの必要性が低く販売価格も低いものを貸与種目として認めていため、必要以上の給付費が長期にわたって費やされているのではないか。・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。(再掲)・貸与の際の手間賃、コストは商品価格の高低に関わらずほぼ同じである。価格の安い商品は販売としたほうがむしろ適切ではないか。・継続してレンタルしているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではないか。・初回の選定が重要で、きちんと選定相談が行われていれば、利用者責任で使えるものとして販売としてもよいのではないか。・利用者の利便や給付費の重点化の視点からみて、軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売としてもよいのではないか。・つえ、歩行器、手すりなどは購入種目に移行してよいのではないか。・制度改正に当たっては、利用者・事業者の状況を踏まえて例えば3年程度の経過措置といったことを考える必要があるのではないか。

第1回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
	給付方法に関する事項	
論点 V	利用者の状態像の予後に応じた用具の給付が行われているのか。	<ul style="list-style-type: none">・軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売種目としてもよいのではないか。(再掲)・継続してレンタルしているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではないか。(再掲)・歩行器は、再認定の期間でも適応の条件が動く種目である。本来、定期的なチェックは必要であるが事实上困難である。そのため、予後が分かる専門家が認定に関わることが必要である。・状態像の変化についての予後予測が必要である。・移動器具の中には危険性を伴うものもあり、状態像の変化に応じて細かく用具を変える必要がある。価格だけを以て介護保険制度上の購入とすることは不適切ではないか。・貸与種目と購入種目は、フレキシブルに選べるようすべきではないか。

第1回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
価格設定に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> ・価格競争における自然淘汰の原理が働かないのは、システム上に若干問題があるのではないか。 ・適正価格の設定、上限額の設定等一定の制約のような仕組みを導入してはどうか。 ・一定期間連続して利用している用具は、価格を下げるよう指導すべきではないか。 ・利用者にとってのメリットと価格が対応しているかどうかは評価が難しいので、検証する必要があるのではないか。(再掲) ・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。(再掲)
論点IV		<ul style="list-style-type: none"> ・貸与方式については、人的サービスの価格と物の価格を合わせた構造であることを加味して検討すべきではないか。 ・人的サービス、物的サービスは分けるべきではないか。 ・ハードとソフトを分離することは理論的には合理的であるが、質の評価など更に新たな基準を加えたサービス価格構成要素を見るべきではないか。

第1回検討会における主な意見

区分	
論点	課題
サービスの質の向上に関する事項	
論点IV	④サービスの質の内容は確保されているか。

委員発言内容
<ul style="list-style-type: none">・福祉用具のマネジメントが不適切なのではないか。導入時にきちんとしたマネジメントを行い、利用者の状態が将来的にどうなるのかを時間的視点で把握する必要があるのではないか。・福祉用具の提供に当たっては、適切なケアマネジメントが必要である。更にOT、PTを初めとして、多くの者と連携を取りつつ適切な用具を選定する必要があるのではないか。・サービス担当者会議とモニタリングの活用を行うべきではないか。・福祉用具貸与についても、他のサービスと同様に個別援助計画の作成を行すべきではないか。・福祉用具専門相談員や、ケアマネジャーの力量にあまり左右されないようにモニタリング実施の際の、チェック基準を標準化すべきではないか。・モニタリングの機能の活用によって、福祉用具の適切な流通や正しい利用が望まれる。・モニタリングとして、福祉用具専門相談員等の訪問により、福祉用具の安全性を担保することは重要ではないか。

第1回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
その他		
論点VI	(新) 現行の告示種目の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・使う人が求める機能や使用される状態像の異なるものが同じ種目になっているのではないか。 ・ISOの分類で異なっている種目が特殊寝台付属品として、歩行器では目的の異なるものが同一種目内に存在していることは問題ではないか。 ・実態に即した種目の整理が行えるような制度にする必要があるのではないか。
論点VII	(新) 施設における福祉用具の利用について	<ul style="list-style-type: none"> ・施設へ入所した際も、居宅の時と同様に利用に当たってのアセスメントや、選定相談等適切に福祉用具を利用できるようすべきではないか。
論点VIII	(新) 介護支援専門員、福祉用具専門相談員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の決定は介護支援専門員にほぼ依っている。 ・介護支援専門員、福祉用具専門相談員は研修会の実施とともに、多くの職種の方々とともに、補完しながら行うべきではないか。
論点IX	(新) 自己負担率の変更について	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格化すると、メーカーの開発意欲は減退し、品質も下がることとなるのではないか。一定の給付上限額を設定し、超えたら利用者の自己負担率を上げる等、多様な方策を検討する必要があるのではないか。